

平成 29 年度第 1 回大山崎町個人情報保護運営審議会会議録

日時：平成 29 年 5 月 26 日（金）午前 9 時 30 分 ～ 午前 11 時 30 分

場所：大山崎町役場 3 階 中会議室

出席者：

委員＝太田康隆委員、小幡浩也委員、柴田光藏委員、島田賢治委員、古川拓委員
(50 音順)

町理事者＝杉山副町長

事務局＝斉藤政策総務課担当課長、池上企画観光係リーダー、松井企画観光係員

諮問部局＝矢野学校教育課長、武田学校教育係リーダー

《内 容》

1. 開会

斉藤政策総務課担当課長から開会。

2. 委員委嘱状の交付

杉山副町長から各委員に委嘱状を交付した。なお、委嘱日は、事務執行の関係により平成 29 年 5 月 1 日付けとし、任期は、同日から平成 31 年 4 月 30 日までの 2 年間となることを確認した。

3. 副町長あいさつ

- ・ 公私ご多忙の中、皆様には個人情報保護運営審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。
- ・ 平成 28 年 1 月 1 日からマイナンバー制度の利用が開始され、個人情報の取扱いが社会問題となっている中、個人情報の保護と利用のバランスがますます重要となっております。
- ・ 委員の皆様には、2 年間本審議会の委員の職にご尽力賜ることとなりますが、よろしくお願いいたします。

4. 委員紹介

各委員の紹介を行った。なお、委員紹介終了後、杉山副町長が退室した。

5. 事務局職員の紹介

事務局職員が自己紹介を行った。

6. 会長の選任

出席委員の互選により、柴田委員を会長に選任した。

7. 会長職務代理者の指名

柴田会長から、小幡委員を会長職務代理者に指名した。

8. 会議の運営について

- (1) 会議の公開について
- (2) 会議録の作成について
- (3) 委員氏名の取り扱いについて

事務局からの趣旨説明の後、各委員で審議を行った。その結果については、以下のとおりである。

●審議会議決事項

(1) 会議の公開について

- ・会議は原則として公開する。ただし、案件により非公開とする場合もあり得るものとし、各会議開催前に出席委員で案件ごとに公開・非公開を決定する。

(2) 会議録の作成について

- ・発言者の発言記録については、「委員」と「会長」の区分によるものとする。
- ・委員の会議への出欠状況を記録するため、出席委員・欠席委員について、それぞれ氏名を記載するものとする。
- ・会議録は、会議終了後事務局が作成する案を会議に出席した全委員が了承することにより確定するものとする。
- ・会議録の公開は、会議録が確定後、従前の方法（役場庁舎 1 階の情報コーナー）での公開に加え、町ウェブサイト（ホームページ）に掲載し、公開する。
また、その際、町ウェブサイト（ホームページ）のトップ画面上の新着情報一覧にも掲載する。
- ・会議を非公開とした場合は、会議内容の概要を会議録として作成する。

(3) 審議会委員の氏名等の情報の取り扱いについて

- ・委員名簿を公開する。

9. 個人情報保護制度等の概要について

事務局から個人情報保護制度等の概要について説明し、各委員が了承した。

10. 個人情報保護制度運用状況について

事務局から平成 28 年度の個人情報保護制度の運用状況を説明した。

11. 諮問事項について（学校教育課所管事務）

センシティブ情報を収集すること（大山崎町個人情報保護条例第 5 条第 3 項の規定）

本人以外のものから個人情報を収集すること（同条例第 5 条第 5 項の規定）

※犯罪等の被害者である場合を除き、本人及びその保護者の同意を得ることなく、警察署から学校がセンシティブ情報（逮捕事案等）を収集すること。

主な審議内容は以下のとおり。

会長 まず、諮問部局より今回の概要の説明を求める。

諮問部局 平成 21 年 8 月に、児童の健全育成のため、非行、再非行及び犯罪被害の防止に関し、町教育委員会と京都府警察本部とは「協定書」を交わしたうえで、該当児童・生徒に関する情報を相互に提供し連携を図っている。現状の協定書では、原則として、警察及び学校が該当児童・生徒の情報を提供する場合には、本人及び保護者の同意が必要となっているが、その同意が得られないために相互に連絡がとれず多大な弊害が生じている。今回、学校と警察との連携を強化するため、警察から学校に情報を提供する場合においては、本人及び保護者の同意がなくとも可能となるように協定内容の一部を改定しようとするものである。

会長 協定書の趣旨を貫徹するため、保護者の同意を得ることなく警察が学校へ情報提供できるようにするという、いわば個人情報の取り扱いを緩める方向の改正と理解してよいか。

諮問部局 そのとおりである。

会長 センシティブ情報を本人の同意無く実施機関が収集することになることから、特に慎重に取り扱うべき内容である。委員の意見を求める。

委員 資料に、「警察が保護者の同意を得ることができず学校に連絡できないケースがあり、多大な弊害が生じる」とあるが、具体的にはどういうことか。

諮問部局 一昨年に町内の学校に脅迫電話がかかる事件があったが、そのようなケースでは、警察と学校がスムーズに連絡を取りあうことで、学校としても適切に生徒指導を行うことができる。

委員 警察が学校に連絡するタイミングは。家庭裁判所の審判が下る前でも連絡することがあるのか。

諮問機関 触法行為があったと警察が判断した場合に連絡することになる。

会長 本件は、人権にかかる問題。人権の範囲が狭められることにつながるのであれば、慎重な判断が必要となる。

諮問機関 警察から学校が連絡を受けた場合、情報漏えいのないように適切に取り扱う。

委員 現行犯逮捕でない場合には、犯罪が明らかではない可能性もある。
令状がない段階で警察が本人の同意無く学校へ連絡することには懸念があるということは、留意いただきたい。

委員 協定が既にあるが、どの部分に変更があるのか。

委員 現行では、学校及び警察は原則として、連絡対象事案においては児童生徒本人及びその保護者の同意を得る、となっている。改正案では、学校が警察に連絡する際には従来どおり原則、本人及びその保護者の同意を得る、となっているが、警察が学校に連絡する場合には、対象者が犯罪等の被害者であるケースを除けば、本人及びその保護者の同意なく学校に連絡ができることになる。

会長 実際に大山崎町内で、警察が本人及びその保護者から同意を得る前に学校へ連絡するというケースが起こる可能性はあるのか。

- 諮問部局 今般の少年非行の現状を踏まえ、こういったことが起こらないとは言えない状況である。
- 委員 先ほど述べたが、家庭裁判所の審判確定を待たずに緊急的に連絡しなければ弊害が生じてしまうようなケースは実際にあるのか。
- 諮問部局 児童生徒の健全育成に係ることであり、早急な対応が求められるケースはありうると考える。
- 会長 グループで犯行がなされたという推定があった場合で、補導された者の中には、単にその場にいたが何もしていない者もいる可能性がある。警察の判断で無条件に学校に情報を提供するということについては、懸念がある。
- 委員 家庭裁判所の審判が出る前に警察の認知だけで無条件に学校に情報提供し、学校現場で指導をしてしまってもよいのか。無罪推定の原則もある。
- 諮問部局 指導現場としては、子どもの状況を警察から知りたいという思いがある。
- 委員 本件に関しては、実施機関は、情報を積極的に収集しにいくものではなく、相手から提供される立場にある。したがって受け取り側である実施機関には、情報の取り扱いに十分に注意すること、という留意を求めるほかはないのではないか。
- 委員 いじめなどによって犯罪を無理やりやらされたというケースもある。本意でなくとも加害者として扱われる場合にも想定が必要。
- 委員 警察と学校が連携を密にすることで、いじめの早期発見のきっかけにもなる。警察がどのような内容を学校に連絡するのかという点がポイントであると考ええる。
- 委員 協定書の締結及びそれに基づく運用についてのポイントは、次の３点。まず、警察が本人もしくは保護者の同意を得ずに学校へ連絡することには問題があるということ。次に、本人同意を得なくとも警察から学校への連絡が可能である旨協定書が改正されたとしても、可能な限り警察が本人から同意を得るように努めるべきものであること。そして、学校が警察から連絡を受けた場合において、本人の同意が得られているのか否かを把握できるようにし、本人同意がない場合においては、特に取り扱いに注意するように留意すること。
- 会長 これらを踏まえたうえで、当審議会では「協定書の運用に際しては、慎重に運用する必要がある」旨の意見を付す。そして、この点を担保するために、別途ガイドラインを作成するなどして、適切な運用を期していただきたい。
- 諮問部局 本日の議論でいただいた意見を受け止めて、慎重に実施していく

閉 会